

要 望 書

全国市議会議長会は、令和6年度建設運輸施策等に関する要望を別記のとおり議決いたしましたので、政府及び国会におかれましては、特段のご配慮を賜りますよう強く要望いたします。

令和5年8月

全 国 市 議 会 議 長 会
会 長 坊 恭 寿
(神戸市議長)

全国市議会議長会建設運輸委員会
委員長 早川 昇三
(室蘭市議会議長)

目 次

【第 99 回定期総会 決議】

1	ポストコロナを展望した地方行財政の充実に関する決議	1
2	感染拡大防止と社会経済活動の両立に関する決議	6
3	頻発・激甚化する大規模災害等からの防災・減災対策及び復旧・復興対策等に関する決議	9

【第 177 回建設運輸委員会 議決事項】

1	自然災害対策の推進	13
2	各種交通基盤整備の推進	17
3	都市基盤整備の推進	23
4	観光施策の推進	26

1 ポストコロナを展望した地方行財政の充実に関する決議

新型コロナウイルス感染症のまん延やウクライナ情勢・円安に伴うエネルギー価格・物価高騰は、国民生活や雇用環境に深刻な影響を及ぼし、地域経済に甚大な打撃を与えてきた。また、人口減少・少子高齢化の加速やデジタル技術の進化などにより経済・社会・地域の構造変化に拍車がかかり、地方移住の関心の高まりやテレワークの普及など国民の価値観や生活様態も変わりつつある。

地方自治体、とりわけ都市地域の自治体では、現下の厳しい経済・社会状況の中、新たな行政需要に適切に対応しつつ、福祉・医療サービスの充実や防災・減災対策の推進、地域の資源を活かした都市の再生や活力増進などに安定的・持続的に取り組んでいく必要がある。

よって、国においては、ポストコロナの我が国の未来像を幅広く展望し、地方税財源の確保をはじめ、地方創生及び地方分権の推進など、地方行財政の充実に向け、特に下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 地方税財源の充実強化

(1) 令和6年度一般財源総額の確保

コロナ禍の長期化等によって地域経済の低迷が続き、地方財政の恒常的な財源不足が懸念されるため、地方自治体の安定的な財政運営に必要な地方税・地方交付税等の一般財源総額の確保充実を図ること。

地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能を堅持すること。

地方の財源不足の補填については、本来、地方交付税の法定率の引上げにより対応すべきであり、臨時財政対策債が累増するがないよう、その発行を可能な限り縮小すること。

(2) 地方税の充実確保

税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるほか、適正・公平な課税の実現と新たな課題に対応する観点から、以下の事項に取り組むこと。

- ① 固定資産税は、市町村財政を支える重要な基幹税であることから、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行わないこと。また、生産性の向上や賃上げの促進など、経済対策や政策的措置については、本来、市町村の基幹税である固定資産税を用いて行うべきではなく、期限の到来をもって確実に終了すること。
- ② 自動車関係諸税の見直しに当たっては、電動車の比重が大きくなる中、社会インフラの更新・老朽化対策や防災・減災事業など、地方の財政需要に対応した税源を安定的に確保できるようにすること。
- ③ ゴルフ場利用税について、引き続き現行制度を堅持すること。
- ④ 法人事業税について、電気・ガス供給業に係る収入金額課税の現行制度を堅持すること。
- ⑤ 経済のデジタル化に伴う国際課税ルールの見直しにより、法人課税に関する国内の税制を整備する場合には、地方法人課税分が含まれる点を踏まえて制度を構築すること。

2 地方創生の推進

(1) デジタル田園都市国家構想の着実な推進

地方創生の推進及びデジタル田園都市国家構想の実現に向けて、地方の主体的かつ継続的な取組を支援するため、「デジタル田園都市国家構想交付金」については、安定的に予算枠を確保・拡充するとともに、更なる制度の拡充やより弾力的で柔軟な取扱いを図ること。

(2) 「地方創生推進費」の継続・拡充

地方財政計画における「地方創生推進費」を継続・拡充するとともに、算定に当たっては、条件不利地域や財政力の脆弱な市町村に配慮すること。

(3) 地方創生関連施策の拡充

- ① 地方拠点強化税制については、制度の継続とともに、支援対象や優遇措置の拡充を図ること。
- ② 地方の意見を踏まえ、「地方大学・地域産業創生交付金」の採択件数の拡大を図ること。
- ③ 地方創生に資するテレワークの推進、地方へのサテライトキヤンパス設置など地方創生施策を積極的に展開すること。

3 地方分権の推進

(1) 自治体の自主性の尊重

提案募集方式の積極的な運用を図り、国から地方への事務・権限の移譲と義務付け・枠付けの緩和を進めること。

その際、事務・権限の移譲に当たっては、一般財源ベースでの適切な財源移転を一体的に行うとともに、人員等の配置については、地方の自主性を十分尊重すること。

また、義務付け・枠付けの緩和に当たっては、「従うべき基準」の原則廃止又は参酌化に積極的に取り組むこと。

(2) 「議会の議決」の尊重

議会の議決を不要とする提案については、二元代表制における議会の意義と権能を踏まえて、慎重に対応すること。

4 デジタル社会の実現

(1) デジタル格差の解消

地域におけるデジタル格差が生じないように、5G、光ファイバ等のデジタルインフラを早期に整備するとともに、専門的なデジタル人材の計画的な育成確保を図ること。

(2) 個人の権利利益の保護

高度情報通信ネットワークの利用が個人の思想信条、表現、プライバシー等に係る情報収集の手段として用いられることのないよう、個人情報の目的外利用や第三者への提供に係る取扱いを含め、個人の権利利益の保護に必要な措置を講じること。

(3) 分散管理によるデジタル共通基盤の整備等

国・地方の情報システムの標準化・共通化、保有情報のデータベース化とその有効活用などデジタル共通基盤の整備に当たっては、

地方自治体の意見を十分踏まえ、自治体独自の活用にも配慮した柔軟なシステムとともに、それぞれの情報の管理主体が分散管理する方式を前提とすること。これらに伴う地方負担については十分な財源措置を講じること。

また、地方の情報産業の発展やこれを支える人材の育成の妨げにならないよう十分配慮すること。

5 その他

地方制度調査会の運営に当たっては、複雑・多様化する地方自治の制度と運用の在り方について調査審議を進めるため、総会及び専門小委員会における地方代表の発言機会を拡充すること。

以上決議する。

令和5年6月14日

全国市議会議長会

2 感染拡大防止と社会経済活動の両立に関する決議

新型コロナウイルス感染症については、最近の感染状況や重症度の動向などを踏まえ、令和5年5月8日から感染症法上の位置付けが5類に移行され、これに伴い感染対策は、法律に基づき行政が様々な要請・関与を行う仕組みから、個人の選択を尊重し、国民の自主的な取組を基本としたものに変更された。

しかしながら、新型コロナウイルスの感染力や変異の可能性は引き続き社会に対し大きな影響を与えるとともに、新たな対応が求められる医療機関では十分な感染対策を行うことが重要となっている。

一方、新型コロナウイルス感染症の度重なる感染拡大に伴い、一連の感染拡大防止対策が長期化したことにより地域経済が危機的な状況に追い込まれ、国民生活や雇用環境に甚大かつ深刻な影響を及ぼしてきた。

5類移行後も引き続き感染拡大防止対策や医療提供体制の強化に取り組むとともに、今後の中長期的な社会経済の姿を構想しつつ、悪化する経済や疲弊する地域の再生のために必要な諸施策を迅速・果敢に講じるべきである。

よって、国においては、感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けて、下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 感染拡大防止等について

- (1) 5類移行に伴い発生する費用については、地方に負担を求めることなく、確実な財政措置を講じるとともに、感染拡大防止や医療提供体制の確保等のため、地域の実情に応じて地方自治体が独自に実施する取組に対し、十分な財政支援を講じること。

- (2) 5類移行を踏まえ、国民が自主的な判断により適切な対策を講じることができるよう、様々な場面において注意すべき感染対策や行動について、分かりやすく丁寧に周知すること。
- (3) 新たな変異株の全国的な感染拡大を防ぐため、必要な場合には、迅速かつ的確に万全の措置を講じること。
- (4) ワクチン接種について、地域の実情に応じた対応が可能となるよう、接種体制の確保に要する経費に対しては国負担により確実な財政措置を講じること。
- (5) ワクチン接種を安心して受けられるよう、有効性、必要性、安全性及び副反応等のより具体的で正確な情報を、国民に対し適切かつ迅速に提供すること。
- (6) ワクチンの追加接種(ブースター接種)及び変異株に対応した新たなワクチン接種の実施に当たっては、科学的な知見に基づいた検証を行うこと。
- (7) 特措法に基づく都道府県知事の権限については、今後、検証を行った上で、指定都市・中核市・保健所設置市が要請する場合、財源と併せて移譲を受けることが可能な制度とすること。

2 医療提供体制等の強化について

- (1) 新たに新型コロナ患者を受け入れる医療機関に対して、感染対策に必要な設備整備等への支援を行うとともに、医療体制の見直しについて医療機関や地方自治体への周知を徹底すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により医業収支が悪化している医療機関については、引き続き地域医療提供体制が維持できるよう、適切かつ十分な財政支援措置を講じること。

- (3) 新型コロナウイルス感染症の後遺症については、国において十分に調査・分析を行い、治療や相談支援等の体制整備を行うこと。
- (4) 今後、未知の感染症が再び脅威となる事態を想定し、保健所・地方衛生研究所体制を抜本的に強化すること。また、医療提供体制全体を危機管理の視点から早期に再構築すること。

3 経済対策等について

- (1) 地域経済の本格的な再生を図るため、当面の物価高騰対策に加え、企業収益力の向上、職業能力の再開発、持続的な賃上げ、非正規雇用の正規化など、投資・雇用・所得のあらゆる面で強力な対策を講じること。
- (2) 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」については、感染状況や経済状況等に対応して地方自治体が必要とする額を十分に確保するとともに、地域の実情に応じ適切かつ弾力的に運用できる制度とすること。
- (3) コロナ禍で厳しい状況が続いていた観光の本格的な復興のため、地方の観光を活性化し地方創生につなげていくための必要かつ十分な財源を確保すること。

以上決議する。

令和5年6月14日

全国市議会議長会

3 頻発・激甚化する大規模災害等からの防災・減災対策及び復旧・復興対策等に関する決議

近年、集中豪雨や台風、地震など様々な自然災害が頻発し、住民生活の安全・安心が脅かされる甚大な被害が発生している。

こうした災害から、国民の生命、身体及び財産を守るためにには、ハード・ソフト両面から様々な防災・減災対策のより一層の推進が急務である。

また、災害発生後の迅速な復旧・復興対策や災害時における感染症対策も重要となっている。

よって、国においては、防災・減災対策及び復旧・復興対策の充実強化に向け、特に下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 台風・集中豪雨・豪雪対策等の充実強化について

- (1) 台風等による広域的な河川の氾濫対策のため、堤防整備や治水ダム建設など流域全体の関係者が協働する流域治水について、十分な財政措置を講じること。
- (2) 豪雪被害に係る除排雪経費の所要額の確保を図ること。また、除排雪を行う事業者の支援や住民の安全確保のための体制整備など、雪害対策の推進を図ること。

2 土石流対策の強化について

改正後の宅地造成及び特定盛土等規制法に基づき、盛土等について全国統一の基準・規制が設けられ、地方自治体の新たな事務や経費の増加が見込まれることから、負担軽減に向けた制度設計を検討するとともに、財政的及び技術的支援を積極的に講じること。

3 地震・津波・火山噴火対策等の充実強化について

- (1) 国土強靭化基本法、南海トラフ地震や首都直下地震等に係る特別措置法など、災害関連諸法に基づく施策を着実に推進すること。
- (2) 地震による建築物の倒壊防止のため、建築物の耐震診断・耐震改修に係る財政支援措置や技術力の確保に関する取組の充実強化を図ること。

4 防災・安全に資する社会資本整備事業への支援について

- (1) 地方財政計画における緊急防災・減災事業債を恒久化するとともに、元利償還金に対する交付税措置の充実、対象事業の拡大を図ること。
- (2) 頻発・激甚化する災害への対策やインフラの老朽化対策を重点的かつ集中的に取り組む、「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」を着実に推進すること。

また、新たな国土強靭化基本計画に基づき、5か年加速化対策後も継続的・安定的に国土強靭化を推進できるよう、必要な予算・財源を別枠で確保するなど十分配慮すること。
- (3) インフラの防災・老朽化対策について、地方自治体にとって自由度の高い交付金の創設などを図るとともに、地方財政計画における公共施設等適正管理推進事業債の所要額の確保、対象事業の拡大を図ること。
- (4) 災害時の停電防止のため、送電・配電施設の強靭化、非常用電源対策の強化について、事業者とともに取組を推進すること。また、その他ライフライン及び道路や鉄道などの各種インフラについても、一層の強靭化を図ること。

5 災害復旧・復興支援の充実強化について

- (1) 被災自治体の災害復旧・復興事業に対する支援の充実強化を図ること。なお、将来の災害に備え、原形復旧にとどまらず改良復旧を積極的に推進すること。
- (2) 災害復旧事業に関する国庫補助採択基準の緩和や被災した事業所施設等についても補助対象とするなど、補助対象施設の拡大を図ること。
- (3) 広域災害では、地域によって被害状況や必要な復旧・復興対策が異なることから、発生後、関係機関等が被害の全容を可及的速やかに把握できる体制とシステムの強化を図ること。
- (4) 被災者支援については、災害救助法や被災者生活再建支援法、国の個別補助制度など、趣旨の異なる支援制度が存在することから、被災者にとって分かりやすく、不公平感を招かない制度設計を行うこと。なお、被災者生活再建支援制度については、支給額の増額、適用条件の緩和など、更なる充実を検討すること。
- (5) 近年の災害の多発に鑑み、災害の事前の備えとしての地震保険や水災補償などの加入について、国において周知を図るだけでなく、保険料控除制度の拡充など、加入促進に向けた取組を図ること。

6 各種災害からの避難対策の強化について

- (1) 避難所については住民の速やかな避難行動を促すためにも、冷暖房整備に加えプライバシーの確保や授乳室の設置など、きめ細やかな配慮が可能となるよう支援体制の充実強化を図ること。
- (2) 洪水や土砂崩れなどの危険度や避難経路を住民が正しく理解し、適切に避難行動がとれるよう、ハザードマップの活用等による防災知識の普及啓発を強化し、国民全体に対する防災意識の醸成を図ること。

- (3) 地方自治体による適時適切な避難指示等の発令に資するため、災害予測システムなどの新技術の導入・運営に係る十分な財政支援措置を講じること。また、線状降水帯予測向上のための二重偏波気象レーダーの設置及び迅速な地震速報や津波予警報のための多機能型地震観測装置の老朽化対策について十分な財源を確保すること。
- (4) 災害ハザードエリアに居住する住民等について、安全で利便性の高い居住誘導区域等への移転を推進すること。
- (5) 避難所における感染症対策のため、設備・備品の確保、医療救護体制の整備などを支援すること。

7 消防防災体制の充実強化について

- (1) 地方自治体の消防防災体制の一層の充実を図るため、消防防災施設・設備整備に対する財政措置を拡充すること。
- (2) 地域の防災力の強化を図るため、消防団の装備の充実や団員の待遇改善等に対する財政措置を拡充すること。

8 医療救護体制の充実強化について

災害発生時に入院患者の安全の確保や被災者に対する適切な医療を提供するため、医療機関の耐震化や医薬品・資機材の整備、医療救護に係る人材育成・確保など医療救護体制の充実強化を図ること。

9 原子力発電所の安全・防災対策の充実強化について

東京電力福島第一原子力発電所事故の原因や対応の検証結果を踏まえ、各地の原子力発電所において万全の安全対策及び防災対策の強化を図ること。

以上決議する。

令和5年6月14日

全国市議会議長会

1 自然災害対策の推進

我が国は、自然的・地理的条件から台風、豪雨、地震、津波、火山噴火などによる災害が発生しやすい国土となっており、特に近年、各地で豪雨災害や大規模地震等が発生し、甚大な被害をもたらしている。

地方自治体は、こうした自然災害に備え、様々な対策を講じているが、住民の生命、身体及び財産を守るために、自然災害対策の更なる充実強化が不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 台風・豪雨対策の推進について

(1) 流域治水の着実な推進を図るため、流域治水の本格的実践に必要な予算・財源の確保や制度による支援を行うとともに、「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」に必要な予算・財源を確実に確保すること。

また、新たな国土強靭化基本計画に基づき、5か年加速化対策後も継続的・安定的に国土強靭化を推進できるよう、必要な予算・財源を別枠で確保するなど十分配慮すること。

(2) 気候変動による水害の頻発化・激甚化に対応する流域治水の取組を推進するため、河川整備計画に沿った整備の促進に加え、適正な維持管理を実施すること。

(3) マイ・タイムライン（各自の防災行動計画）の普及や水災害リスクを踏まえた防災まちづくりなど、流域治水の取組に必要な財政的・技術的な支援を行うこと。

(4) 住民の命を守るために一刻も早い治水対策が必要であることから、地域住民の合意形成を得るために、国によるアドバイザー派遣制度の充実を図ること。

- (5) 土砂災害防止法及び急傾斜地法に規定されている各施策の一層の強化を図るとともに、土砂災害警戒区域等の指定促進に向けた財政・技術的支援を講じること。
- (6) 砂防堰堤等の土砂災害防止施設の整備促進を図るとともに、その整備に当たっては、砂防等に関する調査、計画や維持管理を実施するため必要な技術基準の改定等により、頻発・激甚化する土砂災害に耐え得るよう、配慮すること。
- (7) 河道掘削や拡幅、調整池の設置など、治水機能を向上させる河川改修事業等の計画的かつ着実な実施に対する支援措置の充実強化を図るとともに、土砂撤去や樹木伐採による河川の適正な維持管理を支援すること。
- (8) 集中豪雨等による河川氾濫や内水氾濫などの浸水被害を防止・軽減するための河川工事に加え、排水機場や排水ポンプ車整備、雨水貯留浸透施設の整備等を促進すること。

2 地震・津波対策等の推進について

- (1) 南海トラフ地震対策特別措置法や日本海溝・千島海溝地震特別措置法に基づく津波避難対策のための集団移転促進事業の採択要件緩和及び国庫補助の引上げを行うこと。
また、事前復興対策としての高台移転用地開発や医療機関及び福祉施設等の高台先行移転に対する支援制度の創設や拡充強化を図ること。
- (2) 津波防災地域づくりに関する法律に基づく推進計画に盛り込まれる津波防護施設、海岸保全施設等の施設整備など、各事業への財政措置の充実強化を図ること。
- (3) 地震のみならず豪雨災害対応の中心的施設となる庁舎や、学校施設を含む避難施設等の建設及び耐震補強については、緊急防災・減災事業債の拡充などにより、地方自治体が行う防災・減災対策の財源を十分に確保すること。
- (4) 避難路沿道建築物や大規模建築物の耐震改修等を補助する耐震対策緊急促進事業の拡充強化を図ること。

- (5) 昭和56年6月1日以降に着工した家屋についても多数の地震被害が発生していることから、現行の建築基準法の早期見直しを行い、補助対象とすること。
- (6) 通学路、避難路等の安全確保のため、現行法令に適合しない、または危険な状態にあるブロック塀等を即時に撤去・改修できるよう、地方財政措置の充実強化を図ること。
- (7) 地震時に液状化の発生が懸念される地域について、宅地耐震化推進事業等による液状化対策を着実に推進すること。

3 災害復旧・復興支援について

- (1) 被災地の復旧・復興に当たっては、再度の災害発生を防ぐため、原形復旧に留まらず、改良復旧（適応復興）も積極的に推進すること。
- (2) 被災地の早期復旧を図るため、災害復旧事業の早期採択を行うとともに、事業に要する経費の地方負担に対して、迅速な補正予算措置や特別交付税の増額配分など、更なる支援の充実強化を図ること。
- (3) 被災後における住民生活を確保するため、ライフラインの早期復旧をはじめ、流出土砂の処理や砂防設備、急傾斜地崩壊防止施設、道路、鉄道、下水道施設、河川、農林地等の早急な全面復旧体制を整備すること。
- (4) 公共土木施設や農地等の災害復旧のための費用負担に関して、国庫補助のかさ上げを行う激甚災害制度の指定基準の要件を緩和し、使い勝手がよいものとすること。

4 災害対応の充実強化について

- (1) 地域の実情に合わせた、より一層、細密な台風、集中豪雨等の観測体制及び予測体制の充実強化を図ること。
- (2) 災害時における迅速な情報収集・伝達等の役割を担う防災行政無線の整備及びデジタル化に係る費用などについて、財政措置を充実強化すること。

- (3) 防災や復旧などの技術職の専門人材が不足している地方自治体に対する支援の充実強化を図ること。あわせて、災害時の現場対応や地方自治体の支援において大きな役割を担う国の地方機関の人員体制についても引き続き充実強化を図ること。
- (4) 地方自治体が作成するハザードマップについて、技術支援の強化や作成に要する人的支援及び財政支援の拡充を図ること。
- (5) 自然災害による被害を最小限に抑えるため、河川の水位や積雪状況などリアルタイムで把握するためのカメラの増設などの導入に係る十分な財政措置を講じること。
- (6) 地方自治体が民間施設を避難所として使用した際の借上費用について、災害救助法の適用基準に満たない規模の災害に対しても財政措置を講じること。
- (7) 被災者支援備蓄物資や備蓄倉庫整備など、防災関連事業に対する財政支援策の充実強化を図ること。
- (8) 被災者が早期に自立した生活を送ることができるよう、災害救助法に基づく支援の拡充を図ること。なお、被災者生活再建支援制度については、支援金の支給対象を全ての半壊や一部損壊にまで拡大するとともに、上限額の引上げ、支給額の増額、適用条件の緩和など、更なる充実を検討すること。

2 各種交通基盤整備の推進

道路、鉄道、空港、港湾などの各種交通基盤は、住民生活や地域の経済、産業を発展させるなど、地方創生の実現に欠かすことのできない重要な社会資本である。

しかしながら、これらの社会資本整備が進んでいない地域は、地方創生の取組を進める上で、大変不利な状況下にある。

また、全国各地で地域住民の生活を支える地域鉄道やバス路線の廃止が相次ぐなど、各種交通を取り巻く環境は非常に厳しいものとなっていることから、各種交通基盤の維持や、より一層の整備促進、支援施策の充実を図る必要がある。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 道路の整備促進について

- (1) 道路の計画的な整備と適切な維持管理のため、道路関係予算の所要額を長期安定的に確保すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症からの経済回復につながる施策として、高規格幹線道路網 14,000 キロメートルの早期完成に向けて、ミッシングリンク（未開通区間）を解消するとともに、財源の確保に万全を期し、整備促進を図ること。
- (3) 高規格幹線道路と一体となって高速交通体系を成す地域高規格道路について、所要の財源を確保し、整備促進を図るとともに、候補路線については、速やかに所要の調査・検討を行い、計画路線への格上げを図ること。
- (4) 高速道路料金制度については、料金体系の再編による発現効果や課題も検証しながら適時適切な見直し検討を行い、公正妥当な制度の実現を図ること。

また、利用率向上に向け、安定的でシンプルな料金制度を構築すること。

- (5) 高速道路の債務の確実な償還及び将来の更新等に対応可能な料金制度とすること。
- (6) 地方自治体間における圏域を超えた新たな社会や経済圏の形成及び発展のため、平常時、災害時ともに物流・人流を確保することができるよう、4車線化やバイパス、環状道路など、広域的な道路ネットワークの整備を促進するとともに、必要な財源を確保すること。
- (7) 地方自治体が管理する跨道橋及び跨線橋を含む橋梁等の道路施設の老朽化対策として予防保全の推進や改築及び維持管理に必要な支援策の充実強化を図ること。
- (8) 積雪寒冷地域等の道路除排雪体制を確保・維持するための安定した財源確保と各種雪対策の一層の充実・強化を図ること。

2 新幹線鉄道等の整備促進について

- (1) 整備新幹線の着工区間の早期完成を図るとともに、未着工区間については、整備方針を早期に策定すること。
また、基本計画路線については、速やかに所要の調査・検討を行い、整備計画への格上げを図ること。
- (2) 整備新幹線の建設に当たっては、安定的な事業推進が可能となるよう、建設財源を確保するとともに、地方負担に対する適切な財源支援措置を講じること。
また、既着工区間の工事費の増額分については、沿線自治体に新たな負担が生じないよう対処すること。
- (3) 新幹線整備に当たっては、沿線自治体のまちづくりに係る都市計画事業等の進捗に合わせ、着実に整備を進めること。
また、整備効果拡大のため、安全運行を確保した上で走行速度の向上や運行本数の確保、二次交通への運行支援など、旅客利便性の向上などに対する支援を行うこと。
- (4) 新幹線の開業効果を高めるため、新幹線駅舎や駅周辺及び広域幹線道路などの整備に対する社会資本整備総合交付金等の重点的な配分を行うこと。

- (5) リニア中央新幹線については、沿線環境への影響を配慮しつつ早期開業を実現すること。

また、高速交通ネットワーク形成に伴う産業や観光振興、まちづくりに寄与するインフラの早期整備を図ること。

3 公共交通の確保・維持について

(1) 地域公共交通の充実強化

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により、運送収入が減少している地域公共交通の事業者等においては、事業者及び地方自治体に対し、路線を維持するための財政措置を引き続き講じること。
- ② 地域の実情に応じた地域公共交通の維持・確保及び充実のため、改正された地域公共交通活性化再生法に基づく再構築の取組を着実に推進できるよう地方への支援を行うこと。
- ③ 地域公共交通の再構築に当たっては、鉄道・バスに係るEV車両や自動運転車両など先進的な車両の導入等を支援する事業の推進を図ること。
- ④ 鉄道駅やバスターミナルなど、旅客施設のバリアフリー化の推進を図るため、財政措置の充実強化を図ること。
- ⑤ 高齢者や障がい者等交通弱者が社会生活・経済活動を維持できるよう、地域公共交通の環境整備に対する支援の充実強化を図ること。また、買い物難民対策などのため、小型無人機の活用を図ることや、高齢者向け超小型モビリティ（小型自動車）等の新たな交通手段の開発を推進すること。
- ⑥ 学校による送迎負担の軽減とバス事業者の収支改善を図るため、路線バスとスクールバスの運行を実質的に統合する取組に対する支援を講じること。

(2) 鉄道事業に対する支援

- ① 新幹線開業時にJRから経営分離される並行在来線の存続のため、地方負担の軽減等に係る新たな方策を講じること。

また、運営費助成や交付税措置の拡充、初期投資及び施設更新費用に係る鉄道事業者への補助制度の創設、譲渡された鉄道資産や新たに整備・取得した鉄道資産に対する税制特例の延長及び拡充、JR路線等への乗継割引に対する財政支援制度の創設等、経営の安定化に向けた支援施策の充実強化を図ること。

- ② 地域住民の移動手段の確保の重要性に鑑み、地域鉄道関係予算の所要額を確保すること。また、地域鉄道等を支援している地方自治体に対する、財政措置の充実強化を図るとともに、鉄道事業者への経営損失に対する欠損補助制度を創設すること。
- ③ 鉄道事業再構築実施計画に基づく、車両設備などの鉄道施設の整備に係る補助割合を堅持するとともに、地方自治体が行う車庫の整備や遮断機などの予備品の購入経費に係る補助対象の拡充を図ること。
- ④ 地方自治体又は鉄道事業者からの要請に基づき、国土交通大臣が組織する地域鉄道の再構築協議会においては、廃止ありきの協議ではなく、地域住民の利便性の確保に取り組むこと。
- ⑤ 沿線の地方自治体が支援を行う路線については、大手民鉄への設備投資、維持管理及び設備更新に関する費用についても補助対象となるよう、制度を拡充すること。
- ⑥ 赤字の地域鉄道について、経営の上下分離方式により存続を図る場合には、鉄道施設等の譲渡などに対して法人税等にかかる税制上の特例措置を講じるなど、存続に向けた支援を強化すること。
- ⑦ 沖縄県の均衡ある発展と慢性的な交通渋滞の解消を図るため、沖縄本島を南北に縦断する鉄軌道を含む新公共交通システムの早期導入を図ること。
- ⑧ JR北海道が経営改善に向けた取組を着実に進めるよう、国の支援の拡充を行うこと。
- ⑨ JR北海道をはじめ各旅客会社がJR貨物の負担軽減のため、線路の維持管理費の多くを負担する現行ルールの見直しなど、負担軽減についての新たな仕組みを早急に構築すること。

⑩ J R 北海道において早急な対応が迫られている橋梁やトンネル、高架橋などの老朽化した鉄道施設について、保全・更新や耐震化などの推進を図ること。

(3) 離島航路等に対する支援

- ① 離島の生命線となっている離島航路・航空路の確保・維持を図るため、就航する船舶の建造や航空機の購入及び運航費等に対する支援措置を拡充するとともに、支援策の抜本強化を盛り込んだ新たな法律を早期に制定すること。
- ② 離島航路の海上高速交通体系が現状どおり維持されるよう、高速船ジェットフォイルの代替船建造や新船建造に対する財政的支援を行うこと。
- ③ 特定国境離島の観光振興のため、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金にかかる航路・航空路運賃の低廉化の対象者に、当該地域への観光客等も加えること。

4 空港の整備促進について

- (1) 地方の産業・経済や地域住民の生活を支える基盤として重要な役割を担っている地方の航空路線を維持・活性化するため、適切な措置を講じること。
- (2) 空港へアクセスする鉄道及び道路等の整備促進を図るとともに、空港を拠点とした地域振興策を推進すること。

5 港湾の整備促進について

- (1) 港湾を大規模災害に備えた防災拠点とするため、防波堤の整備など、災害対応力を強化すること。また、既存港湾施設について、予防的な維持管理による計画的、総合的な港湾施設・海岸保全施設の老朽化対策を推進すること。
- (2) 海上輸送網の拠点である港湾は、地域の雇用と経済を支える重要な役割を担っていることから、物流効率化に資する施設の整備などのための予算を確保すること。

- (3) クルーズ客船の受入態勢の拡充などのため、岸壁や旅客ターミナル等整備による港湾関係施策を充実強化すること。
- (4) 太平洋側を中心に集約されてきた物流拠点について、リスク分散の観点からも日本海側の拠点となる港湾の更なる機能強化を図ること。
- (5) 地方港湾などの防波堤、岸壁等の港湾施設について、地方創生港整備推進交付金等による一層の支援措置を講じること。

3 都市基盤整備の推進

街路、下水道や公園などの都市基盤は、住民にとって快適で豊かな生活環境をもたらすとともに、地域活性化に不可欠なものである。

しかしながら、多くの社会資本の老朽化が深刻になるなど、様々な問題を抱えており、また、土地利用に関しては、人口減少、高齢社会の進行などにより、空き家・空き地などの増加や所有者不明土地の問題が顕在化しており、これら諸課題への対応が急務となっている。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 社会資本整備事業等の推進について

- (1) 地方自治体が社会資本整備を行う上で重要な役割を担っている、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の所要額を確保すること。
- (2) 橋梁やトンネル等の経年劣化対策については、新技術等を活用した維持管理の高度化・効率化や機能向上型更新を安定的かつ計画的に進めていくために必要な予算を確保するとともに、緊急に修繕等の措置が必要な場合には、優先的に財政支援を行うこと。
- (3) 地方自治体における社会資本の維持管理者の技術力の底上げを図るため、資格制度及び教育・研修制度の充実を図ること。
- (4) 公共工事の担い手不足が懸念される中、公共工事の平準化を促進するため、補助対象事業において、債務負担行為の活用や繰越明許が円滑に行えるよう特段の支援措置を講じるとともに、地方自治体に対して統一的な情報提供などに取り組むこと。

2 市街地整備の推進について

- (1) 都市機能の増進及び経済活力の向上に係る中心市街地活性化法に基づく取組について、更なる財政措置など、各種支援の充実強化を図ること。

- (2) コンパクトシティ推進に係る都市再生特別措置法に基づく取組について、更なる財政措置など、各種支援の充実強化を図ること。
また、同法に基づき地方自治体が策定する立地適正化計画について、策定段階での支援を拡充すること。
- (3) 災害時の移動・輸送や交通の混雑の緩和等に資する自転車活用の推進を図るため、自転車専用道路・自転車専用通行帯、シェアサイクル施設等の整備を推進すること。
また、放置自転車の解決に向けて、駐輪場等の整備に対する支援を図ること。
- (4) 災害に強いまちづくりのため、震災時等の避難地や復旧・復興の拠点となる防災公園の整備を推進すること。また、都市公園の整備を推進するため、都市公園事業や緑地保全等事業などに対し十分な支援措置を講じるとともに、歴史や景観など、地域の特色を活用した公園設置への支援を図ること。
- (5) 都市の緑地等の保全のため、緑地の公有地化への財政的支援制度の拡充を図ること。また、公有緑地の維持管理経費など、都市緑地の環境整備費用への補助制度や、私有緑地の所有者に対する相続税の納税猶予など、税負担の軽減制度を創設すること。
- (6) 歩行者の安全確保のため、ガードパイプ・ガードレール等の交通安全施設の整備を促進すること。

3 所有者不明土地・空き家対策の推進について

- (1) 地方自治体が所有者不明土地の適正な事業執行を図ることができるよう支援を行うこと。
- (2) 地籍調査について、効率的な調査手法の積極的な導入を推進するとともに、地域からの要望を踏まえ、必要な予算を十分に確保すること。
- (3) 所有者不明土地の早期解消を図るため、不動産登記システムと住民基本台帳ネットワークシステム等との連携を図るなど、多様な土地所有者の情報を円滑に把握する仕組みを構築すること。

- (4) 放置空き家等対策の推進に向け、国全体として財政支援措置の強化を含めた総合的な施策を講じること。
- (5) 倒壊する危険のある空き家等に対し、地方自治体による除去を推進するための財政措置及び解体費用の助成を拡充すること。
- (6) 「空家等対策の推進に関する特別措置法」の対象外である「長屋」については、条例の制定が必要となっているが、迅速な処理のため、同法の対象に加えること。
- (7) 空き家の長期間の放置や増加を抑制するために、空き家バンクの運用や流通市場へ誘導するための所有者への働きかけなど、地方自治体が行う取り組みに対し、財政的及び技術的な支援を行うこと。

4 下水道整備の推進について

- (1) 下水道事業を安定的に持続させるため、下水道施設の改築に係る国庫補助を継続するとともに、修繕や維持に係る費用についても国庫補助対象とすること。また、集中豪雨等による浸水対策のためにも、下水道整備に対して十分な財源を確保すること。
- (2) 普及の立ち遅れている地域の下水道整備を推進するため、財政措置の充実強化を図ること。

4 観光施策の推進

観光は、地域間の交流人口や雇用の拡大など、地域経済の活性化に資するほか、国際相互理解の促進などを併せ持つ我が国的重要産業であるが、新型コロナウイルス感染症によって未曾有の深刻な影響を受けてきた。

新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、観光需要は着実に回復しつつあるが、生産性の低さや人手不足といった構造的課題に直面しており、国と地方自治体が一体となった取組が求められている。

地域の活性化のためにも、宿泊施設や交通機関、旅行業などへの支援が必要であるとともに、持続可能で魅力あふれる観光地の形成に取り組み、インバウンドの回復、国内旅行の拡大を図ることが重要である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 魅力ある観光地域づくりの促進について

(1) 新型コロナウイルス感染症によって深刻な打撃を受けた観光の本格的な復興を図り、インバウンドの回復や国内旅行の拡大につなげていくため、受入環境の整備や観光産業の生産性向上・高付加価値化、観光資源の磨き上げなどに積極的に取り組めるよう、必要かつ十分な財源を確保すること。

また、特定の観光地におけるオーバーツーリズムなどに配慮し、持続可能な観光を推進すること。

(2) 豪雨や震災などで被災した地域の観光復興に資する各種支援策の迅速な実施を図ること。また、国内外に向けた正確な情報発信や風評被害の防止など、誘客に向けた支援を図ること。

(3) 観光先進国実現に向けた観光基盤の充実強化を図るための国際観光旅客税について、その税収により、地方自治体にとって自由度が高く、創意工夫を活かせる交付金を創設すること。

- (4) 歴史的街並みの保存や美しい景観に資する無電柱化については、安全で快適な通行空間の確保に加え、防災の面からも有効であることから、積極的な支援を図ること。

2 ポストコロナを見据えた国内外旅行者の増加に向けた施策について

- (1) 訪日外国人旅行者が観光地や公共交通機関においてストレスフリーで快適に旅行できる環境を整備するため、地方自治体や民間事業者等が行う、多言語対応やキャッシュレス決済の普及、無料Wi-Fiサービスの提供などに対する支援措置を強化すること。
- (2) 地方空港及び港湾の就航先の拡大及び利活用の推進は、地方への周遊を促し、地方の魅力を発信することから、支援の継続及び拡充を図ること。
- (3) 諸外国への訪日プロモーションを推進するため、デジタルマーケティング等を活用し、コロナ禍を経た観光需要の変化を見据えた取組に対する支援措置を強化すること。
- (4) 地域に与える経済波及効果やビジネス機会の創出などの幅広い経済的意義を有する、国際会議や国際展示会等の誘致を促進すること。